

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
馬淵川沿岸地区大志田ダム安全性調査業務

入札説明書

1 公 告 日 令和5年11月7日

2 契約担当官等 分任支出負担行為担当官
東北農政局北上土地改良調査管理事務所 吉田 正秀

3 担当部局 〒020-0023
岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎
東北農政局北上土地改良調査管理事務所 企画課 企画情報管理官
電話 019-613-2534（企画課直通）

4 業務概要

（1）業務の目的

本業務は、馬淵川沿岸農業水利事業で造成された大志田ダムにおいて、揚圧力上昇に伴う安全性を検討するための資料作成を行うものである。

（2）業務内容

ア 調査作業

- | | |
|---------------|----|
| ・地下水観測孔の健全性確認 | 1式 |
| ・水質分析 | 1式 |
| ・X線分析 | 1式 |

設計作業

- | | |
|-------------|----|
| ・業務準備 | 1式 |
| ・資料の検討 | 1式 |
| ・追加基礎排水孔の計画 | 1式 |
| ・説明資料作成 | 1式 |
| ・健全性の確認 | 1式 |
| ・河川協議資料の作成 | 1式 |
| ・揚圧力上昇経緯の検討 | 1式 |
| ・照査 | 1式 |
| ・点検とりまとめ | 1式 |

イ 現地調査 あり

ウ 貸与資料 特別仕様書による。

（3）業務の詳細

別冊、業務請負契約書（例）、特別仕様書のとおり。

（4）履行期限 令和6年3月19日

（5）入札契約方式 一般競争入札（総合評価落札方式：実施方針重視型）同時提出型

本業務は、一般競争入札により、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。

- (6) 本業務は、入札説明書の交付、申請書及び技術提案書の提出及び受領に係る確認並びに入札について原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）で行う対象業務である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は、紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本業務は、入札書と技術提案等の提出を同時に行う業務である。
- (8) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する業務である。
- (9) 本業務は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を乗じて技術評価を行う試行対象業務である。
- (10) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特別仕様書に記載する品質確保対策の履行状況については、業務成績評定に厳格に反映するとともに、状況内容によっては、東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成 15 年 9 月 1 日付け 15 北総第 528 号（経）東北農政局長通知）に基づき指名停止等の措置を講ずる。
- (11) 本業務は入札書及び技術提案書提出時に技術提案書総括表を提出する試行業務である。

5 競争参加資格及び評価基準

(1) 入札参加者に要求される資格要件

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

ウ 東北農政局における令和 5・6 年度一般競争（指名競争）参加資格の測量・建設コンサルタント等業務のうち「A 等級」で「建設コンサルタント」の参加資格の認定を受けている者であること。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

なお、ウの認定を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあつては、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再認定を受けている者であることを要する。

オ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

カ 東北農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(2) 資本関係又は人的関係に関する要件

申請書及び技術提案書を提出しようとする複数の者の間に、アからイまでの各項目のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記に該当する場合において、申請書及び技術提案書の提出者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、東北農政局競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等間士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- ・会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行するものであって、a から d までに掲げる者に準ずる者。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下、「管財人」という。）を現に兼ねている場合。

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他ア又はイと同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 配置予定技術者の資格要件

ア 管理技術者

以下のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有するもの（大学卒業後 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であること。

(ア) 技術士（技術部門：総合技術監理部門、選択科目：建設－鋼構造及びコンクリート）

(イ) 〃 （技術部門：総合技術監理部門、選択科目：農業－農業土木）

(ウ) 〃 （技術部門：総合技術監理部門、選択科目：農業－農業農村工学）

(エ) 〃 （技術部門：建設、選択科目：鋼構造及びコンクリート）

(オ) 〃 （技術部門：農業、選択科目：農業土木）

(カ) 〃 （技術部門：農業、選択科目：農業農村工学）

(キ) 博士（工学）

(ク) 博士（農学）

(ケ) 農業土木技術管理士

(コ) 農業水利施設機能診断総合診断士

(サ) シビルコンサルティングマネージャー（選択科目：鋼構造及びコンクリート）

(シ) シビルコンサルティングマネージャー（選択科目：農業土木）

イ 照査技術者

以下のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有するもの（大学卒業後 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であること。

(ア) 技術士（技術部門：総合技術監理部門、選択科目：建設－鋼構造及びコンクリート）

(イ) 〃 （技術部門：総合技術監理部門、選択科目：農業－農業土木）

- (ウ) 〃 (技術部門：総合技術監理部門、選択科目：農業－農業農村工学)
- (エ) 〃 (技術部門：建設、選択科目：鋼構造及びコンクリート)
- (オ) 〃 (技術部門：農業、選択科目：農業土木)
- (カ) 〃 (技術部門：農業、選択科目：農業農村工学)
- (キ) 博士(工学)
- (ク) 博士(農学)
- (ケ) 農業土木技術管理士
- (コ) 農業水利施設機能診断総合診断士
- (サ) シビルコンサルティングマネージャー(選択科目：鋼構造及びコンクリート)
- (シ) シビルコンサルティングマネージャー(選択科目：農業土木)

(4) 当該業務部門

当該業務部門は、農業用ダムの実施設計又は機能診断である。

(AGRIS 業務分類：農業用ダム (大分類) 実施設計又は機能診断 (中分類))

(5) 技術提案書の評価基準 (別添3 技術提案書評価基準参照)

- ア (1) に示す入札参加者に要求される資格要件に加え、別添3 に示す技術提案書評価基準に記載されている評価項目の何れかが競争参加資格なしと評価された場合は、競争参加資格なしとする。
- イ 照査技術者の資格が (3) イ に示す資格要件に該当しない場合は、競争参加資格なしとする。
- ウ 別記様式3-6 に示す「再委託又は技術協力を受ける内容」において、業務の主たる内容を再委託等することが確認された場合は、競争参加資格なしとする。
- エ 企業の技術力 (専門技術力、業務実施体制等)
 - (評価の着目点)
 - ・当該年度を含む過去3年間の納品後における重大な設計ミスの発覚等による契約不適合の有無
 - ・過去3年間の管内での地域貢献活動への支援
 - ・過去3年間の土地改良施設等災害協定等に基づく活動
 - ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る認定の取得状況等
 - ・賃上げの実施の表明
- オ 予定管理技術者の技術力 (資格要件、業務執行技術力等)
 - (評価の着目点)
 - ・技術者資格、その専門分野
 - ・過去10年間 (前年度までの過去の10年間。以下、同じ。) の1件当たり5百万円以上の当該業務部門の業務実績又は実務経験、業務成績
 - ・農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況
 - ・過去5年間の管理技術者としての業務表彰経験等の有無
 - ・1件当たり1千万円以上の管理技術者としての手持ち業務件数及び手持ち業務契約総額
- カ 業務への取組方針 (実施方針に対する技術提案等)
 - (評価の着目点)
 - 実施方針
 - ・農業農村整備事業に対する理解度、農業条件や用排水条件など地域特性の把握、業務の目的・内容等に対する理解度
 - ・業務実施に当たっての前提条件、留意点の把握、検討内容、検討手法の的確性
 - ・品質確保に当たっての実施体制、実施手順

6 申請書及び技術提案書の作成、提出等

(1) 申請書及び技術提案書

本入札に参加する者の競争参加資格を確認するために、申請書及び技術提案書の提出を求める。

ただし、技術提案書については入札書提出時に業務費内訳書と合わせて提出すること。

また、5 (1) ウ に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も申請書及び技術提案書を提出することができるが、落札決定時まで当該資格の認定を受けていなければならない。申請書及び技術提案書提出時に参加資格の登録を申請中の者は、申請書類写し一式を提出すること。

と。

なお、申請書及び技術提案書の提出者が、本入札説明書を入札公告に示す交付期間、場所及び方法により交付を受けた事実が確認されない場合は、当該申請書及び技術提案書を無効とし、競争参加資格なしとする。

ア 提出期間

(ア) 申請書

別表 1 ①に示す期間に、別記様式 1 のみをウの提出方法のとおり提出すること。

(イ) 技術提案書

別表 1 ③に示す期間に、別記様式 1 以外の別記様式 2－1～3－9 及び確認資料をウの提出方法のとおり提出すること。

イ 提出先 〒020-0023

岩手県盛岡市内丸 7－25 盛岡合同庁舎

東北農政局北上土地改良調査管理事務所 企画課 企画情報管理官

電 話 019-613-2534 (企画課直通)

ウ 提出方法

本業務は、入札書及び技術提案書提出時に技術提案書総括表を提出する試行対象業務であり、技術提案書総括表（別添 5）に記載のうえ、入札書及び技術提案書と合わせて提出すること。

また、同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないことを確認するため、5（2）に掲げる資本関係又は人的関係がある者に関する情報について、**別記様式 2－3**に記載し申告すること。なお、別記様式 2－3 により申告した関係者が本業務の入札に参加した場合には、当該業務の入札書は無効とする。また、このことにかかる異議申立ては、一切受け付けない。

(ア) 電子入札方式の場合

本業務に係る申請書及び技術提案書の提出を希望する者は、入札説明書に示す申請書及び技術提案書一式を電子入札方式によりそれぞれの提出期間内に送付するものとする。

提出様式については、一括して PDF ファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が 10MB を超えないものとする。ただし、技術提案書総括表（別添 5）はファイル形式「Microsoft Excel」によるものとする。（電子入札方式では、提出できるファイル数が 1 ファイルに制限されているため、複数のファイルを圧縮（lzh 形式等）して、1 つのファイルで提出すること。）

なお、技術提案書のファイル総容量がやむを得ず 10MB を超過する場合は、入札説明書の別記様式 2－1～3－8 を電子入札方式により提出し、その他の資料については紙によりイの提出先に持参、郵送（書留郵便に限る）、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下、特定信書便という。）のいずれかの方法で提出（提出期限内必着。）すること。電送又は電子メールによるものは、受け付けない。

(イ) 紙入札方式の場合

申請書及び技術提案書一式をそれぞれの提出期間内にイの提出先に持参、郵送（書留郵便に限る）、特定信書便のいずれかの方法にて提出（提出期限内必着。）を行うこと。併せて、技術提案書提出時に技術提案書総括表（別添 5）（ファイル形式「Microsoft Excel」）を CD-R に収めて提出場所へ提出すること。なお、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

エ 提出部数

申請書及び技術提案書、確認資料の提出部数は、1 部とする。

オ 技術提案書のヒアリングの有無 無

カ 記載上の留意事項

技術提案書は簡潔に取りまとめ、全体のページ数は、9 ページ程度を目安とする。

また、技術提案書は、調査、検討及び設計業務における具体的な取組み方法等について提案を求めるものであり、業務成果の一部を求めるものではない。

(ア) 成果の確実性（別記様式 3－1 に記載すること）

- ・当該年度を含めた過去 3 年間の業務の納品後における重大な設計等のミスの発覚等による、設計等のやり直し又は成果物の手直しなどの契約不適合の有無を記載する。

(イ) 企業の地域貢献活動への支援（別記様式 3－2 に記載すること）

- ・表彰には、管内での過去 3 年間に受けた「優良工事等表彰」における地域貢献活動の表

彰実績を記載する。

- ・地域活動に対する取組状況には、過去3年間の管内における地域貢献活動（農地・農業用水等の資源保全、造成施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型直営施工、耕作放棄地解消活動、農村地域防災活動等）に対して企業としての継続的な支援実績又は災害活動実績内容を記載する。なお、継続的な支援実績とは、年1回以上の地域貢献活動を連続した2カ年以上にわたり継続的に実施していることをいう。
- (ウ) 企業の災害対応活動の実績（別記様式3-3に記載すること）
- ・過去3年間の土地改良施設等に係る災害協定等に基づく活動実績内容を記載する。
- (エ) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況（別記様式3-4に記載すること。）

各認定で該当するものがある場合、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。なお、外国法人については、内閣府による認定等確認通知書の写しにより確認する。

対象となる認定は以下のとおり。

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）（女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。
 - ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業）（次世代法第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。）
 - ・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定（ユースエール認定企業）に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。）
- (オ) 賃上げの実施の表明（該当する場合は別記様式3-5に記載すること）

対象となる要件は以下のとおり。なお、設計共同体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

- ・令和5年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和5年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。（大企業の場合）
 - ・令和5年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和5年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。（中小企業等の場合）
- (カ) 業務実施体制（別記様式3-6に記載すること）
- ・他の建設コンサルタント等に再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、その理由及び業務範囲を記載する。なお、再委託先又は協力先が明らかな場合は併せて記載する。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
- (キ) 予定管理技術者の経歴等（別記様式3-7に記載すること）

- ・予定管理技術者について、経歴等を記載する。
- ・契約金額5百万円以上の当該業務部門の管理技術者としての業務実績及び当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験を記載する。国庫債務負担行為に係る契約の場合は当該年度の支払限度額とする。（最終年度は契約額から支払済額を差し引いた金額とする。）

なお、当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験とは、地方農政局請負工事等監督要領第3号に示す総括監督業務又は主任監督業務の経験又はこれと同等程度の経験をいう。

また、前述の業務実績、実務経験がない場合で、当該業務部門の担当技術者としての実績がある場合はその実績を記載する。

- ・農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況を記載する。
- ・表彰には、過去5年間に受けた表彰歴として、当該業務部門に関連する農林水産大臣・農村振興局長・地方農政局長表彰、技術者表彰（農業農村工学会、農業土木技術研究

会、全国農村振興技術連盟）を記載する。

- ・手持ち業務は、令和5年11月7日現在において履行中の管理技術者としての契約額1千万円以上の全業務（発注者が他国、他機関の業務を含む。）を記載する。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（元予第2210号大臣官房参事官（経理）通知。）に基づき一時中止等を行ったことにより令和5年11月7日現在に完了していない業務については手持ち業務量とは数えないものとするが、対象の是非は発注者において判断するため、これらの業務を含め全ての手持ち業務を記載すること。

- （ク）業務の実施方針（別記様式3－8に記載すること）

業務の実施方針については、A4判2ページとし、具体的に記載する。なお、これを超えるページ数は評価しない。

- キ 申請書受付表の発行

別表1②に示す日時

（2）その他留意事項

ア 申請書及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 落札者とならなかった場合に技術提案書の返却を希望する者は、その旨を技術提案書の提出文書に明記すること。なお、返却を希望する旨の記載がない場合は、返却要請の意志がないものとみなす。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の評価以外に提出者に無断で使用しない。

エ 提出期限日以降における申請書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。

オ 技術提案書に記載した予定管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

カ 申請書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、申請書及び技術提案書を無効とするとともに、東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年9月1日付け15北総第528号（経）東北農政局長通知）に基づく指名停止を行うことがある。

7 競争参加資格の確認等

（1）競争参加資格の確認

ア 競争参加資格の確認は、入札書及び技術提案書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、別表1④に示す日までに通知する。

なお、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合、競争参加資格の確認の通知を取り消し、競争参加資格がないと認めたことを通知する。

イ 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（自由様式）により説明を求めることができる。

- （ア）受付期限

アの通知をした日の翌日から起算して3日（行政機関の休日を含まない。）後の午後5時00分。

- （イ）受付場所

6（1）イに同じ。

- （ウ）提出方法

書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送等によるものは受け付けない。

ウ 分任支出負担行為担当官は、競争参加資格がないと認めた理由の説明を求められたときは、イ（ア）の受付期限の翌日から起算して2日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明書に関する質問の受付及び回答

- （1）入札説明書に対する質問は、次に従い文書（別添4）により提出すること。なお、文書には回答を受け付ける窓口担当の部署、氏名、電話番号を併記すること。

ア 受付期間

別表 1 ⑤に示す期間

イ 受付場所

3に同じ。

ウ 提出方法

別添 4（ファイル形式「Microsoft Word」）に記載の上、下記のアドレスに電子メールにより送信すること。また、電子メール送信後はその旨を電話にて連絡し、必ず着信確認をすること。

E-mail : thn-shitsumon-kita@maff.go.jp

- (2) (1) の質問に対する回答は、質問を受理した日の翌日から起算して 7 日（行政機関の休日を含まない。）以内に電子入札方式（又は電送等）により行うほか、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

別表 1 ⑥に示す期間

イ 閲覧場所

3に同じ。

9 入札及び開札

(1) 入札の日時

ア 電子入札方式による場合

(ア) 入札の送信期限

別表 1 ③に示す日時

(イ) システム端末の不具合や通信障害等の不測の事態を考慮し、提出期限に余裕を持って入札金額の送信を行うこと。

イ 紙入札方式により持参する場合

(ア) 入札書の受領期限

別表 1 ③に示す日時に技術提案書とともに 6 (1) イに持参し、入札する。

ウ 紙入札方式により郵送又は特定信書便で提出する場合

(ア) 入札書の受領期限

別表 1 ③に示す日時までに技術提案書とともに 6 (1) イに必着。

(2) 入札方法等

ア 入札書は、電子入札方式により提出すること。ただし発注者の承諾を得た場合は紙入札方式により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。ファクシミリ等による入札は認めない。

イ 電子入札方式による手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式に変更することができる。

ウ 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

カ 電子入札方式に係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」によるものとする。

（東北農政局ホームページ：<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html>）

(3) 開札の日時

別表 1 ⑦に示す日時

(4) 開札の場所 〒020-0023

岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎
東北農政局北上土地改良調査管理事務所 会議室

(5) 開札の立ち会い

電子入札方式により入札した場合は開札の立ち会いは不要とするが、紙入札方式による入札者又はその代理人は、開札に立ち会うこと。紙入札方式による入札者又はその代理人が1回目の開札に立ち会わない場合でも、その入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、再度入札を辞退したものとして取り扱う。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

(6) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格要件のない者の入札、申請書及び技術提案書、確認資料に虚偽の記載をした者の入札並びに別冊「東北農政局競争契約入札心得」において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

また、10(3)に掲げる履行確実性に関するヒアリングに応じない場合又は追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合には、「ヒアリング辞退届、追加資料提出辞退届」を提出した上で、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

なお、「ヒアリング辞退届、追加資料提出辞退届」の様式については、別添2-1による。

10 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下、評価値という。）の最も高いものを落札者とする。

ア その者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下、予定価格という。）の制限の範囲内であること。なお、入札価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当と認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、適切な「入札価格」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者としてすることがある。

イ 落札者となるべく者の入札価格が予決令第85条に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

ウ 入札に係る技術等が、公告（これに係る入札説明書を含む。以下同じ。）において明らかにした技術等の要求要件（以下、技術的要件という。）のうち必須とされた項目の最低限の要求を全て満たしていること。

エ 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算出方法

総合評価は、イの当該入札者の入札価格から求められる価格点とウにより得られた技術点の合計による評価値をもって行う。

評価値＝価格点＋技術点

イ 価格点の算出方法

価格点の算出方法は以下のとおりとする。

なお、価格点の配分点は47.5点とする。

価格点＝価格点の配分点×（1－入札価格／予定価格）

ウ 技術点の算出方法

技術資料の内容に応じ、（ア）から（ウ）までの評価項目ごとに評価を行い、技術点を与え

る。

なお、技術点の最高評価点は 47.5 点とする。

(ア) 企業・予定管理技術者の技術力（資格要件及び業務執行技術力等）

(イ) 業務への取組方針（実施方針に対する技術提案等）

(ウ) 技術提案の履行確実性

技術点の算出方法は以下のとおりとする。

技術点＝（（ア）に係る評価点）

＋ {（（イ）に係る評価点×（ウ）の評価に基づく履行確実性度）}

（３）履行確実性に関するヒアリング

ア どのように技術提案の確実な履行確保を図るかを審査するために、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した全ての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングは、対面により実施するものとする。

実施場所 〒020-0023

岩手県盛岡市内丸 7-25 盛岡合同庁舎

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

イ ヒアリングの日時、詳細な場所、留意事項等は別途通知する。

ウ 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、技術提案書のほかに、開札後、履行確実性の審査のための追加資料を求める。

追加資料を提出すべき旨の連絡は、9（３）の開札の後、別表 1 ⑧に示す日時までに入札参加者あてに連絡するものとし、その提出は、別表 1 ⑨に示す日時までに行うものとする。

提出を求めることとなる追加資料は、別途通知する。なお、別添 2-1 に「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」を参考に示す。

エ 履行確実性の審査のための追加資料の作成及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

オ 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格以上、予定価格以下である者に対しては、別添 2-2 に示す「履行確実性に関する確認票」の提出を求め、これを以てヒアリングに代えることがある。その提出は、別表 1 ⑩に示す日時までに行うものとし、詳細については、イの連絡の際に併せて連絡を行うものとする。

（４）技術提案書に基づく業務

実際の業務に際しては、総合評価の際に提出された技術提案書に記載された業務計画についての記載内容に基づき、業務計画書作成又は実業務を行うものとする。

技術提案書に明記された技術提案や業務計画の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことがある。

また、業務成績評定の減点対象とし、最大 10 点を限度に減ずるものとする。ただし、特に故意又は重大な過失と見られる場合は最大 20 点まで減ずるものとする。

さらに、調査基準価格に満たない者が本業務を受注した場合には、業務完了後に履行確実性の審査のために提出した追加資料を実施額に修正した資料の再提出を求め、以下の内容について履行確実性評価の達成状況等を確認し、その結果を業務成績評価において十分反映させるものとする。

ア 次の審査項目において、審査時に比較して正当な理由がなく必要額を下回っていないか。

・業務内容に対応した費用が計上されているか。

・配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。

・品質管理体制が確保されているか。

イ 再委託先への支払いについて、審査時に比較して正当な理由がなく再委託額が下回っていないか。

ウ その他「打合せ」への正当な理由がなく遅刻等、業務実施体制に関する問題が生じていないか。

エ 業務成果品のミス、不備等

(5) 業務費内訳書の提出

- ア 入札参加者は、第1回の入札に際し、入札書に記載された金額に対応した業務費内訳書を作成すること。
- イ 業務費内訳書の様式は別添1（様式1、様式2）によるものとし、会社名の記載をする。
- ウ 業務費内訳書の提出については、入札書（第1回）に記載された金額に対応した業務費内訳書を次の方法により提出すること。
 - (ア) 電子入札方式による場合
第1回の入札時に電子入札方式により送信すること。一括してPDFファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が10MBを超えないものとする。
 - (イ) 紙入札方式による場合
封緘した業務費内訳書を入札書と併せて6（1）イに示す担当部局へ提出すること（期
間内必着）。なお、業務費内訳書は入札書とは別に封緘すること。
また、提出は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。
- エ 業務費内訳書の記載について、全ての項目に金額を円単位で記載すること。
- オ 業務費内訳書については、その金額と入札書に記載された金額の相違がないよう留意すること。なお、業務費内訳書の再提出は認めない。
- カ 業務費内訳書の作成に当たっての算定根拠資料の提出を求めることがある。

11 低入札業務における品質確保対策の試行について

(1) 品質確保対策

- 調査基準価格を下回る価格で契約した場合、業務の適切な品質を確保するため、以下を実施することとし詳細は特別仕様書によるものとする。
- ア 本業務については、受注者が自ら行う照査とは別に、資本関係及び人的関係において関係がない第三者による照査を受注者の責任において実施するものとする。
 - イ 管理技術者は、第三者による照査技術者が行う照査結果及び照査状況（写真撮影を含む）について、その都度監督職員へ報告するものとする。
 - ウ 本業務の屋外で行う測量（又は調査）の実施に際しては、管理技術者が現場に常駐するものとするとともに、管理技術者は、監督職員と事前打合せのうえで、屋外作業期間中、毎日、東北農政局北上土地改良調査管理事務所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に署名し作業内容を記録するものとする。
 - エ 管理技術者は、全ての打合せに立ち会い、監督職員に履行状況を報告するものとする。

(2) 低入札価格調査

ア 調査方法等

低入札価格調査は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち落札予定者（以下「調査対象者」という。）に対して行うものとし、調査対象者からの事情聴取により実施する。

調査対象者には、履行確実性に関するヒアリング終了後、ただちに低入札価格調査を実施する旨を通知する。調査対象者は低入札価格調査の実施を通知した翌日から7日（行政機関の休日を含む）以内に本調査に必要な資料等（以下「調査資料」という。）を提出し、事情聴取に応じなければならない。提出する調査資料の項目は次のとおりであり、様式等は通知時に併せて提示する。

- (ア) 当該価格により入札した理由 (様式1)
- (イ) 入札価格の内訳書 (様式2)
- (ウ) 当該契約の履行体制 (様式3)
- (エ) 手持業務の状況 (様式4)
- (オ) 配置予定技術者名簿 (様式5)
- (カ) 手持機械の状況 (様式6)
- (キ) 過去に実施した同種又は類似の業務の名称 (様式7)
- (ク) 経営内容（会社法第435条に基づく計算書類等）
- (ケ) 品質確保計画について (様式8)

調査資料は、提出後の差し替え及び再提出は認めないものとする。なお、調査資料の提出がない場合、又は事情聴取に応じない場合には、「東北農政局競争契約入札心得」第7条第12号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

イ 品質確保対策の確認

低入札価格調査時には、(1)の「品質確保対策」の確認を行うものとする。特に、(1)アに関して、照査を行う第三者の照査技術者については、その確認ができる書面を調査資料とは別に提出するものとする。その上で、その確認ができない場合には、「東北農政局競争契約入札心得」第7条第12号の規定により、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

ウ 結果の公表

低入札価格調査の結果は、別に定めるところにより公表する。

(3) 品質確保対策の履行

品質確保対策の履行について、次の場合には業務成績評価において減点措置を講ずる。

- ア 「管理技術者立ち会いの打合せに係る履行について文書注意を受けた場合」又は「屋外作業の管理技術者の常駐に係る履行について文書注意を受けた場合」…5点減点
- イ 「第三者による照査に係る履行について文書注意を受けた場合」…10点減点

12 貸与資料の閲覧

特別仕様書第2－4条に示す貸与資料については、閲覧可能とする。

閲覧期間については、別表1⑩に示す期間とするので、閲覧を希望する場合は、上記3に示す担当部局等に事前に連絡すること。

閲覧方法についてはデータでの閲覧とし、CD-R等で貸与するので閲覧の際は余裕を持って連絡すること。

13 業務の成果品質確保対策について

受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議等を設置するので、現場代理人、管理技術者等の受発注者代表は次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省Webサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 照査の確実な実施

業務の成果物納入時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、成果物の納入時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身から照査報告を実施できるものとする。

14 その他

(1) 契約書作成の要否

要。（別冊「業務請負契約書（例）」により作成する。）

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行盛岡代理店）

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東北農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。

(4) 手続における交渉の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3に同じ。

(6) 手続において使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）による。

(7) 競争入札心得の遵守

入札参加者は、別冊「東北農政局競争契約入札心得」及び別冊「業務請負契約書（例）」を熟読し、東北農政局競争契約入札心得を遵守すること。

(8) 支払条件

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）における保証契約を締結した場合の前金払の割合は、契約金額の 3.5 割以内とする。

(9) 入札に関する手続の中止

分任支出負担行為担当官が中止の必要があると認めた場合は、入札に関する手続を中止する。その場合、中止に関する公告及び入札参加者に対して通知を行う。

なお、その場合、公告内容等を検討して再度入札公告を行うことがある。

(10) 契約の制限

本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本、人事面等において関連があると認められる建設会社又は製造会社については、本業務に係る工事を請け負うことができないものとする。

(11) 電子契約システムについて

ア 本件は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。

イ 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙契約方式への変更承諾願（別添 6）を提出しなければならない。

ウ 電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。

(12) 賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る留意事項

賃上げの実施を表明した企業等に対する加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別添 7－1 又は別添 7－2 の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として、当該事業年（度）分及びその前年（度）分の「法人事業概況説明書」（別添 7－3）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別添 7－4）の提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別添 7－3）の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別添 7－3 の「合計額」とする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別添 7－4）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「㊤ 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、暦年単位の場合は別添 7－4 の「支払金額」とする。

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等に賃上げ実績を確認した旨の書類等が提出された場合には、このことをもって上記書類による賃上げ実績の確認に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別添 7－5 のとおりである。

(※) 上記資料を提出する際には、受注案件名を記載した任意の書面も併せて提出すること。

複数の受注案件がある場合は全ての受注案件を記載して一度に提出することも可能とする。なお、その場合の別添 7－3 又は別添 7－4 は 1 件分の提出で構わない。

契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該契約の相手方の事業年度等が終了した後、速やかに東北農政局総務部会計課が確認を行う。本項目で加点を受けた契約の相手方は、上記に示す書類を事業

年度等終了月の末日から3ヶ月以内に、東北農政局総務部会計課事業経理調整係に提出するものとする。

問合せ先、提出場所又は提出方法は以下のとおり。

ア 問合せ先及び提出場所

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟
東北農政局総務部会計課事業経理調整係
電話番号 022-263-1111 内線 4227
E-mail: tohoku_tinage@maff.go.jp

イ 提出方法

電子メール、持参又は書留郵便等（書留郵便又は「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便）により提出すること。

なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。

設計共同体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該設計共同体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む設計共同体に対して行う。

減点は、当該入札における加点に1点を加えた点を減点するものとする。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

(13) 保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

(14) 入札する企業における人権尊重の確保について

入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

その他の入札に関する事項については入札心得によるものとする。

(15) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号) 第 10 条及び第 11 条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方氏名及び働きかけの内容)を記録し、同規程第 9 条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会(以下、「委員会」という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

発注者綱紀保持対策の詳細は、当省のホームページによる。

(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)

(不当な働きかけ)

- ア 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- イ 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ウ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- エ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- オ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- カ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- キ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ク その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

別表 1

①	申請書の提出期間	令和 5 年 11 月 8 日から令和 5 年 11 月 21 日まで(行政機関の休日を除く。)の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
②	申請書受付票の発行	令和 5 年 11 月 21 日まで
③	技術提案書及び入札書の提出期間	令和 5 年 12 月 1 日から令和 5 年 12 月 6 日まで(行政機関の休日を除く。)の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで ただし、最終日については午前 11 時 30 分までとする。
④	競争参加資格確認結果の通知時期	令和 5 年 12 月 12 日
⑤	質問受付期間	令和 5 年 11 月 8 日から令和 5 年 11 月 28 日まで 持参する場合は、上記期間(行政機関の休日を除く。)の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
⑥	質問回答閲覧期間	令和 5 年 11 月 8 日から令和 5 年 11 月 30 日まで(行政機関の休日を除く。)の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
⑦	開札の日時	令和 5 年 12 月 20 日 午前 11 時 00 分
⑧	履行確実性審査のための追加資料提出要請期限	令和 5 年 12 月 20 日 午後 5 時 00 分
⑨	履行確実性審査のための追加資料提出期限	令和 5 年 12 月 25 日 午後 5 時 00 分
⑩	履行確実性に関する確認表提出期限	令和 5 年 12 月 21 日 午後 1 時 30 分
⑪	貸与資料の閲覧期間	令和 5 年 11 月 8 日から令和 5 年 12 月 6 日まで(行政機関の休日を除く。)の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで ただし、最終日については午前 11 時 30 分までとする。

注) 「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条に規定する行政機関の休日をいう。

(様式 1)

業 務 費 内 訳 書

業務名称 ○○事業
 ○○業務

標記業務の入札説明書第 10（5）に基づき、業務費内訳書を提出します。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

東北農政局○○事業所長 ○○ 殿

提出者

住 所

会社名

代表者

役職

氏名

電話番号

担当者

役職

氏名

メールアドレス

(様式 2)

(会社名 : ○○○○○○○○○○○)

業 務 名	○○事業 ○○業務		備 考
	項 目	業務実施金額(円)	
設計 業務価格	直接人件費		
	直 接 経 費		
	その他原価		
	一般管理費等		
	一括計上価格		
一般調査 業務価格	直接調査費		
	間接調査費		
	諸 経 費		
	一括計上価格		
解析等調査 業務価格	直接人件費		
	直 接 経 費		
	その他原価		
	一般管理費等		
	一括計上価格		
測量 業務価格	直接測量費		
	諸 経 費		
	一括計上価格		
業 務 価 格 合 計 額			

(記載に当たっての留意点)

注 1 : 「業務実施金額」は円単位とすること。

注 2 : 上記金額に消費税は含めないこと。

注 3 : 入札書に記載される入札金額に対応した内訳書とすること。

履行確実性の審査・評価のための追加書類等

目 次

1. 履行確実性の審査・評価のための追加書類	…	1
2. 追加書類作成要領（各様式別）	…	6
3. 追加書類様式	…	9
4. （参考）ヒアリング辞退届・追加資料提出辞退届	…	30

履行確実性の審査・評価のための追加書類等

1. 調査基準価格

調査基準価格は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、測量業務及び地質調査業務を除く係る契約については、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、測量業務に係る契約については、その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.2を乗じて得た額と、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、地質調査業務に係る契約については、その額が予定価格10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額と、3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額

2. 履行確実性の審査のための追加資料

入札参加者の申し込みに係る価格が1の調査基準価格に満たないときは、以下に掲げる全ての資料の提出を求めるものとする。

様式1	当該価格により入札した理由
様式2	入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書
様式2－1	一般管理費等内訳書
様式3	当該契約の履行体制
様式4	手持ちの建設コンサルタント業務等の状況
様式4－1	手持ち業務の人工
様式5	配置予定技術者名簿

様式 5－1	直接人件費内訳書
様式 6	手持ち機械等の状況（測量・地質調査業務に限る）
様式 7	過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者
様式 8	当該業務の品質確保計画

- ・再委託先からの見積書
- ・過去 3 ヶ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去 3 ヶ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し

3. 技術提案の履行確実性の審査・評価方法の概要

（１）技術提案の履行確実性の審査は、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）、入札説明書 10.（３）のヒアリング及び（３）の追加資料等をもとに行い、技術提案の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案に係る評価点をその履行確実性に応じて付与する。

なお、ヒアリングに応じない場合及び追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがあることに留意すること。

（２）履行確実性の具体的な審査・評価方法は、a) 業務内容に対応した費用が計上されているか、b) 配置予定技術者（照査予定技術者を除く。以下同じ。）に適正な報酬が支払われることになっているか。c) 品質管理体制が確保されているか、d) 再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、a) から d) までの項目ごとに審査した上で、５段階（Ａ～Ｅ）で総合的に評価する。

（３）審査の目安は、次のとおりとする。

a) 業務内容に対応した費用が計上されているか。

審査内容	様式	審査の目安
直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等が必要額を確保しているかを審査する。	様式 1 様式 2 様式 2－1 様式 5－1 様式 6	○業務内容に応じて、全て必要額*以上を確保している又は必要額を下回った費用についてはその理由が明確である。 ×必要額を下回った費用に関する理由が明確でない。 ×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。（ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。）

※ 必要額は、1 の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて」（平成 6 年 4 月 19 日経第 750 号）に基づいて算出される、調査基準価格算出の基礎となった①～④のそれぞれの項目に記載された額とする。

b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。

審査内容	様式	審査の目安
配置予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。	様式 3 様式 5 様式 5－1 過去 3 ヶ月分の給与明細書、賃金台帳及び法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写し	○業務内容に応じて、各々の技術者に支払われている報酬が会社等において定められた額以上を確保している又は必要額を下回っていても理由が明確である。 ×明確でない。 ×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。(ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。)
配置予定技術者の人工が適正であるか	様式 4 様式 4－1 様式 7	○業務内容に応じて、人工が必要人工(標準案)を確保している又は人工が必要人工(標準案)を下回っているがその理由が明確である。 ×人工が必要人工(標準案)を下回っており、その理由が明確でない。 ×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。(ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。)
上記の 2 つの内容のいずれも「○」の場合は、項目 b) の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。		

c) 品質管理体制が確保されているか。

審査内容	様式	審査の目安
照査予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。	様式 3 様式 5 様式 5－1 過去 3 ヶ月分の給与明細書、賃金台帳及び法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写し	○業務内容に応じて、各々の技術者に支払われている報酬が会社等において定められた額以上を確保している又は必要額を下回っていても理由が明確である。 ×明確でない。 ×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。(ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。)
照査予定技術者の人工が適正であるか	様式 4 様式 4－1 様式 7	○業務内容に応じて、人工が必要人工(標準案)を確保している又は人工が必要人工(標準案)を下回っているがその理由が明確である。

		×人工が必要人工（標準案）を下回っており、その理由が明確でない。 ×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。（ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。）
当該業務の品質確保計画	様式 8	○特別仕様書に記載する品質確保対策を確実に履行するための計画が適当である。 ×品質確保計画が十分でない。 ×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。（ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。）
上記の 3 つの内容のいずれも「○」の場合は、項目 c) の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。		

※ 照査技術者の配置が義務付けられていない場合には、配置予定技術者が成果品の品質に対する全面的な責務を負うこととなることから b) の審査で代替する。

※ 品質確保計画が特別仕様書に位置づけられていない場合には、配置予定技術者が成果品の品質に対する全面的な責務を負うこととなることから b) の審査で代替する。

d) 再委託への支払いは適正か。

審査内容	様式	審査の目安
再委託業務内容を再委託先が確認しているか。	様式 2 様式 3 様式 5 - 1 再委託先見積書	○業務内容に応じて、再委託の内容、金額が明確である。 ×明確でない。 ×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。（ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備であるとして「×」とする。）

※ 再委託するものがなく、すべての自社にて実施する旨の説明があった場合には、更に業務内容に対応した費用の計上や配置予定技術者に対する適正な報酬の支払いについて厳格な審査が必要であることに鑑み、a) 及び b) の審査結果を参考に、再委託業務がないという状況を踏まえた必要額等であるか否かについて審査する。

(4) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

- ① 調査基準価格以上の価格で申し込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行が必ずしも十分にされないとする具体的な事情がない限り、(2) の履行確実性の評価を A とし、履行確実性を 1.0 として評価するものとする。

- ② 調査基準価格を下回る価格で申し込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあることから、（２）a) から d) までの審査項目を（３）の審査の目安に沿って評価した結果、「○」と審査した項目数に応じて、次の表の「○」と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性度を付与するものとする。

「○」と審査した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

作成要領（各様式別）

各様式共通

1. 各様式に提出すべき添付資料のほか、入札者が必要と認める添付資料を提出することができる（この場合、任意の添付資料である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）。
2. 必要に応じ、各様式に提出すべき添付資料以外にも、入札者によって技術提案の確実な履行の確保がされないおそれがあると認められるかどうかを確認するために説明資料の提出を求めることがある。

様式1 当該価格により入札した理由

記載要領

1. 当該価格により入札した理由を、手持機械等の状況、過去において受注・履行した同種又は類似の業務、再委託会社の協力等の面から記載する。
2. なお、当該価格により入札した結果、当該業務の適切な実施及び成果物の品質の確保を行うことは当然である。

様式2 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書

記載要領

1. 特別仕様書に示されている作業項目及び数量に対応する内訳書とする。また、作業項目及び数量に記載されている区分別の費用内訳が分かる明細書とすること。さらに、「名称・規格」毎に「二次内訳書」を提出すること。この際、「積算内訳の明細書」を算出した根拠となる、設計図書に記載されている区分別の費用及びその区分毎に職階別の歩掛、技術者単価など詳細な内訳がわかる明細書についても提出すること。なお、官積算額欄には、何も記載しないこと。
2. 内訳書には、再委託（契約書に基づく発注者の承諾を必要としない軽微な部分の再委託を含む。以下、作成要領において同じ）を予定している金額及び自社で実施する予定の金額との区分を明らかにすること。
3. 計上する費用については、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならない。
4. 追加資料提出者の申込みに係る金額が、契約対象業務の実施に要する費用の額を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等に計上し、「付加利益」の内数として記載する。
5. 業務の実施に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。

様式2-1 一般管理費等内訳書

記載要領

1. 一般管理費等は、一般管理費と付加利益からなり、様式2で記載した一般管理費等の内訳を記載するものとする。
2. 一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等に係る項目別の金額を記載すること。
3. 付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証金その他の営業外費用等に係る項目別の金額を記載すること。

様式3 当該契約の履行体制

記載要領

1. 体制図においては、再委託を行う予定がある場合は、再委託の相手先ごとに、相手方名、再委託を行う業務の内容、再委託の予定金額及び再委託を行う理由を記載する。また、当該業務が特別仕様書等において、調査基準価格を下回る価格で契約した者に対し第三者による照査の

実施が義務付けられている業務（以下、「第三者照査対象業務」という。）である場合は、第三者照査の実施予定先を記載する。

2. 「技術者の区分」の名称は、契約対象業務の業種区分に応じて適宜設定すること。
3. 測量業務（航空測量を含む。以下、作成要領において同じ。）及び地質調査業務については、配置を予定する技術者のうち、現場作業における技術上の責任者として現場責任者を定め、備考欄に「現場責任者」と明記すること。

（添付資料）

1. 再委託を行う予定がある場合、再委託の予定金額を確認するためすべての再委託先からの見積書を添付すること。
2. 再委託先からの見積書には、様式2を準用した内訳書を添付するものとし、項目（設計業務の場合の例：直接設計費、直接経費、その他原価、一般管理費等）毎の内訳が分かるようにすること。
3. 再委託が測量業務又は地質調査業務である場合には、手持機械等の状況について様式6を準用し、作成し添付すること。
4. 第三者照査対象業務の場合は、第三者照査の実施予定先からの見積書を添付すること。

様式4 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況

記載要領

配置を予定する技術者（再委託先の技術者及び第三者照査対象業務の場合は第三者照査技術者を含む。）ごとに、契約金額500万円以上の手持ちの建設コンサルタント業務等すべてについて記載するものとする。

様式4-1 手持ち業務の人工

記載要領

配置を予定する技術者（再委託先の技術者及び第三者照査対象業務の場合は第三者照査技術者を含む。）ごとに、当該業務及び様式4で記載した手持ち業務の特別仕様書の作業項目及び数量に記載されている区分別に期間別の計画人工数（日数）を記載すること。なお、人工合計（日数）の欄には、期間別の合計人工数をそれぞれ記載するものとする。

様式5 配置予定技術者名簿

記載要領

1. 配置を予定する技術者（再委託先の技術者及び第三者照査対象業務の場合は第三者照査技術者を含む。）について記載するものとする。なお、競争参加資格として必要な資格については少なくとも記載すること。
2. 「技術者の区分」の名称は、契約対象業務の業種区分に応じて適宜設定すること。
3. 測量業務及び地質調査業務については、配置を予定する技術者のうち、現場作業における技術上の責任者として現場責任者を定め、備考欄に「現場責任者」と明記すること。

（添付資料）

1. 本様式に記載した入札者の技術者が自社社員であり、契約対象業務の入札公告後に入社した者でないことを証明する健康保険証等の写しを添付する。
2. 再委託先の技術者については、再委託先の社員であり、契約対象業務の入札公告後に入社した者でないことを証明する健康保険証等の写しを添付する。
3. 入札者の技術者、再委託先の技術者については、記載した資格を証明する書面の写しを添付する。
4. 第三者照査対象業務の場合は、特別仕様書において定める第三者照査の企業に要求される資格及び第三者照査の照査技術者に要求される資格を確認できる資料の写しを添付する。

様式5-1 直接人件費内訳書

記載要領

配置を予定する技術者（再委託先の技術者を含む。）ごとの直接人件費の内訳として契約対象業務作業時間、年間総労働時間、年収、法定福利費及び退職給付費用を記載のうえ年間人件費、

人件費単価及び調査対象業務直接人件費を算出し、契約対象業務直接人件費の合計額を合計欄に記載すること。

（添付資料）

配置を予定する技術者（再委託先の技術者を含む。）ごとの過去３カ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し（様式５－１に記載した年収が確認できる範囲）及び過去３カ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写しを添付すること。

様式６ 手持機械等の状況

※本様式は、契約対象業務が測量業務又は地質調査業務である場合に作成すること。

＜機械を保有している場合＞

記載要領

- １．本様式は、契約対象業務で使用する予定の手持機械について記載する。
- ２．再委託の相手方が保有する機械を使用することを予定する場合は、備考欄にその旨を記載すること。

＜機械をリースする場合＞

記載要領

- １．本様式は、契約対象業務で使用する予定の機械及び当該機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。
- ２．再委託の相手方がリースを受けて機械を使用することを予定する場合は、備考欄にその旨記載すること。
- ３．「リース元名」の「入札者との関係」欄には、入札者又は再委託先の相手方と機械リース予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を括弧書きで記載する。

様式７ 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者

記載要領

- １．配置予定技術者名簿に記載した技術者について記載すること。
- ２．過去３年間に国及び地方公共団体等が発注した建設コンサルタント業務等を対象に、受注・履行した同種又は類似の業務（契約対象業務と同じ業種区分の測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償関係コンサルタント業務に係るものに限る。）すべて（入札日時点で履行中のものは除く。）について、新しい順に記載する。
また、業務成績評定点についても記載することとし、業務の「契約書」の写し及び「業務成績評定通知書」の写しを添付すること。
- ３．農林水産省が発注した業務について、「業務成績評定」が６０点未満の業務がある場合は、当該業務の履行を踏まえ品質確保対策や適正な履行の確保対策等を記載した資料を添付すること。

様式８ 当該業務の品質確保計画

記載要領

- １．特別仕様書に記載する品質確保対策について、確実に履行するための計画を記載すること。

履行確実性の審査・評価のための追加書類について

業務名称 〇〇業務

標記業務の履行確実性の審査・評価のための追加書類等を提出します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東北農政局長 〇〇 〇〇殿

提出者

住 所

会社名

代表者 役職 氏名

電話番号

担当者 役職 氏名

メールアドレス

様式 1

当該価格により入札した理由

--

様式 2

入札価格の内訳書（設計業務の場合）

（標準記載例）

業務名							
業務区分	項目	種別	業務実施金額 (A=B+C)	業務実施金額の内訳		官積 算額(D)	備考
				うち自社実 施金額(B)	うち再委託 予定金額(C)		
設計業務 価格	直接原価	水路工					一次内訳書－○
		落差工					
		分土工					
		打合せ					
		旅費交通費					
		電子成果物					
	その他原価						
	一般管理費 等						
業務価格							

入札価格の内訳書の明細書

(標準記載例)

一次内訳書－○ 水路工実施設計の費用内訳						
項目	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	官積算額	備考
直接原価	現地調査	km				
	資料の検討	km				
		・				
		・				
		・				
	点検とりまとめ	式				
計						

その他原価、一般管理費等に係る内訳書

(標準記載例)

その他原価、一般管理費等の内訳				
項目	種別	細別	業務実施金額	備考
その他原価	間接原価			
一般管理費等	一般管理費 付加利益			
計				

入札価格の内訳書の明細書【設計業務】

(用水路（開水路）実施設計業務の場合の標準記載例）

(二次内訳書の様式)

二次内訳書－１ 現地調査１ｋｍあたりの費用内訳						
項目	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	官積算額	備考
直接設計費	主任技師	人				
	技師①	人				
	技師②	人				
	技術員	人				
計						

注１：二次内訳書の様式は任意とするが、歩掛、技術者等単価が確認できるものとする。

注２：技術者等単価の決定根拠となる、賃金等見積り根拠がわかる資料を添付すること。

様式 2

入札価格の内訳書（地質、土質調査業務）

（標準記載例）

業務名							
業務区分	項目	種別	業務実施金額 (A=B+C)	業務実施金額		官積 算額(D)	備考
				うち自社実 施金額(B)	うち再委託予 定金額(C)		
一般調査業 務費	直接調査費	地質調査					一次内訳書－ 1
	間接調査費	運搬費					一次内訳書－ 2
		準備費					一次内訳書－ 3
		仮設費					一次内訳書－ 4
		安全費					一次内訳書－ 5
		借地料					一次内訳書－ 6
		旅費交通費					一次内訳書－ 7
		施工管理費					一次内訳書－ 8
	諸経費	業務管理費					諸経費に係る内 訳書
		一般管理費 等					
解析等調査 業務費	直接人件費	解析取りま とめ					一次内訳書－10
		打合せ					一次内訳書－11
	直接経費	旅費交通費					一次内訳書－12
		電子成果物					一次内訳書－13
	その他原価	間接原価					その他原価、一般 管理費等に係る 内訳書
	一般管理費 等	一般管理費					
		付加利益					
業務価格							再委託予定金額 の比率〇〇%

入札価格の内訳書の明細書【地質、土質調査業務】

(標準記載例)

(一次内訳書の様式)

一次内訳書－１ 地質調査費の内訳						
項目	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	官積算額	備考
直接調査費	土質ボーリング	m				二次内訳書－１
	サンプリング	本				二次内訳書－２
	標準貫入試験	回				二次内訳書－３
	現場透水試験	回				二次内訳書－４
計						

注：「名称・規格」毎に「二次内訳書」を提出すること。

(諸経費に係る内訳書の様式)

諸経費の内訳				
項目	種別	細別	業務実施金額	備考
諸経費	業務管理費	業務管理費		
	一般管理費等	一般管理費		
		付加利益		
計				

入札価格の内訳書の明細書【地質、土質調査業務】

(標準記載例)

(二次内訳書の様式)

二次内訳書－１ 土質ボーリング１ｍあたりの費用内訳						
項目	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	官積算額	備考
直接調査費	調査技師	人				
	調査員①	人				
	調査員②	人				
	作業員	人				
	メタルクラウン	個				
	コアチューブ	本				
	ケーシング	本				
	ボーリングマシン	台				
計						

注１：二次内訳書の様式は任意とするが、歩掛、技術者等単価が確認できるものとする。

注２：技術者等単価の決定根拠となる、賃金等見積り根拠がわかる資料を添付すること。

様式 2

入札価格の内訳書【測量業務】

(標準記載例)

業務名							
業務区分	項目	種別	業務実施金額 (A=B+C)			官積 算額(D)	備考
				うち自社実 施金額(B)	うち再委託 予定金額(C)		
測量作業費	直接測量費	路線測量費					一次内訳書－ 1
		打合せ					一次内訳書－ 2
		旅費交通費					一次内訳書－ 3
		安全費					一次内訳書－ 4
		技術管理費					一次内訳書－ 5
	諸経費	間接測量費					諸経費に係る内 訳書
		一般管理費等					
業務価格							再委託予定金額 の比率〇〇%

入札価格の内訳書の明細書【測量業務】

(標準記載例)

(一次内訳書の様式)

一次内訳書－ 1 路線測量費の内訳						
項目	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	官積算額	備考
直接測量費	全体計画	式				二次内訳書－ 1
	現地踏査	km				二次内訳書－ 2
	線形決定	km				二次内訳書－ 3
	中心線測量	km				二次内訳書－ 4
	縦断測量	km				二次内訳書－ 5
	横断測量	km				二次内訳書－ 6
	平面測量	m ²				二次内訳書－ 7
	伐採	km				二次内訳書－ 8
計						

注：「名称・規格」毎に「二次内訳書」を提出すること。

(諸経費に係る内訳書の様式)

諸経費の内訳				
項目	種別	細別	業務実施金額	備考
諸経費	間接測量費	間接測量費		
	一般管理費等	一般管理費		
		付加利益		
計				

入札価格の内訳書の明細書【測量業務】

(標準記載例)

(二次内訳書の様式)

二次内訳書－２ 現地踏査 1 km あたりの費用内訳						
項目	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	官積算額	備考
直接測量費	測量技師	人				
	技師①	人				
	技師②	人				
	機械経費	式				
	材料費	式				
計						

注１：二次内訳書の様式は任意とするが、歩掛、技術者等単価が確認できるものとする。

注２：技術者等単価の決定根拠となる、賃金等見積り根拠がわかる資料を添付すること。

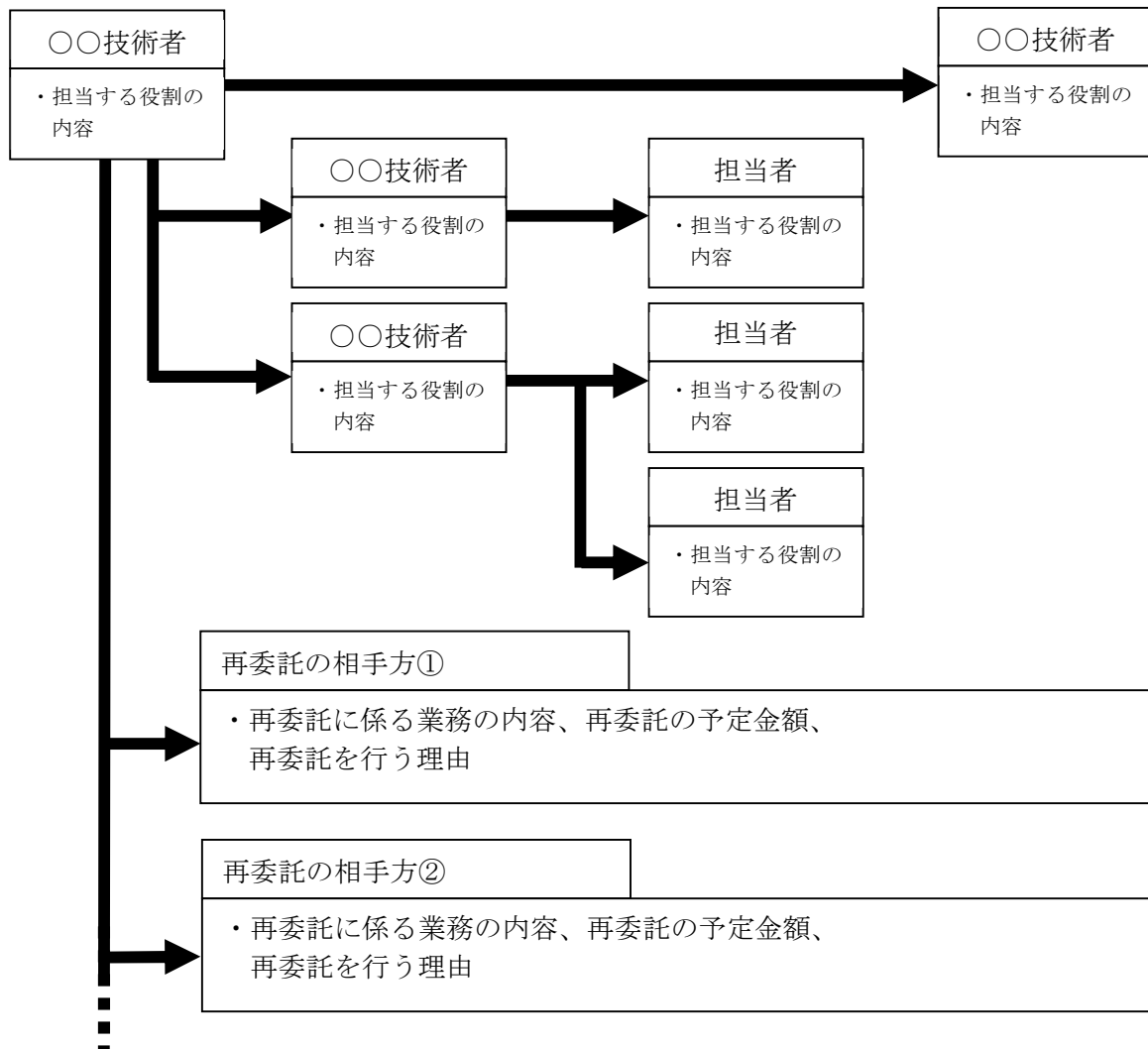
一般管理費等内訳書

契約対象業務名		
費目・項目	金額（円）	備考
一般管理費等		
・ ・ ・ ・ ・		
・ ・ ・ ・ ・		
・ ・ ・ ・ ・		
法定福利費		
福利厚生費		
事務用品費		
通信交通費		
水道光熱費		
地代家賃		
減価償却費		
租税公課		
保険料		
契約保証費		
・ ・ ・ ・ ・		
・ ・ ・ ・ ・		

様式3

当該契約の履行体制

(1) 履行のための体制図（全体像）



(2) 業務に係る実施体制

技術者の区分	氏名	役職・部署	担当する役割	備考

様式 4

手持ちの建設コンサルタント業務等の状況

(技術者) (氏名:)

業務名	発注機関	履行期間	契約金額	備考

様式 4 - 1

手持ち業務の人工(当該業務も含む)

(技術者)(氏名:)

日数を記入

業務名・業務項目	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			備 考
	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20				
営業日	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7				
A業務																																					
○○検討																								1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	0.5								
○○調査																									1.0	1.0	1.5	1.5	1.0	1.0							
○○整理																										1.0	1.0	1.0	1.0	1.0							
報告書作成																															2.5	2.5					
小 計																								1	1	2	2	2	2	2.5	2	2	1	1	3.5	2.5	
B業務																																					
○○検討																									1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	0.5							
○○調査																										1.0	1.0	1.5	1.5	1.0	1.0						
○○整理																											1.0	1.0	1.0	1.0	1.0						
報告書作成																															2.5	2.5					
小 計																								1	1	2	2	2	2	2.5	2	2	1	1	3.5	2.5	
C業務																																					
																									1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	0.5							
																										1.0	1.0	1.5	1.5	1.0	1.0						
																											1.0	1.0	1.0	1.0	1.0						
																															2.5	2.5					
小 計																								1	1	2	2	2	2	2.5	2	2	1	1	3.5	2.5	
人工合計(日数)																								3	3	6	6	6	6	7.5	6	6	3	3	10.5	7.5	

様式 5

配置予定技術者名簿

技術者の区分	氏 名	資 格	取得年月日	免許番号 交付番号	備考

様式6

手持機械等の状況
(測量業務及び地質調査業務に限る)

< 自社又は再委託予定先が機械を保有している場合 >

工種・種別	機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	数量	メーカー名	専属的使用 予定日数	備考

< 自社又は再委託予定先が機械をリースする場合 >

工種・種別	機械名称	規格・型式・ 能力・年式	単位	数量	メーカー名	リース元名			備考
						業者名	所在地	入札者との関係 (取引年数)	

様式 7

過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者

(技術者) (氏名：)

通し 番号	業務名	発注者名	履行期間	契約金額	業務成績 評定点	落札率	備考

注 1：業務の「契約書」の写し及び「業務成績評定通知書」の写しを添付すること。

注 2：「業務成績評定」が 60 点未満の業務がある場合は、当該業務の履行を踏まえ品質確保対策や適正な履行の確保対策等を記載した資料を添付すること。様式は任意（該当 1 業務あたり A 4 版 1 枚以内）とする。

様式 8

当該業務の品質確保計画

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for the content of the Quality Assurance Plan.

<参考>

ヒアリング辞退届・追加資料提出辞退届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東北農政局長 ○○ ○○ 殿

住 所

電 話 番 号

メールアドレス

会 社 名

代表者氏名

業務名 □□□□□□□□□□□□

上記業務について、技術提案の履行確実性評価のためのヒアリングを、○○○のため辞退する旨、届け出ます。

（上記業務について、技術提案の履行確実性評価のための追加資料の提出を求められましたが、○○○○のため（例：提出期限までに提出できないため）辞退する旨、届け出ます。）

注1）提出方法は、入札説明書に示す方法で提出をすること。

（備考）用紙の大きさは日本産業規格A列4とする。

履行確実性に関する確認票

(予定価格以下、調査基準価格以上の者)

事業名

業務名

注意事項：本票の回答は、本業務を担当する管理職以上の責任者により作成してください。

1. 技術提案の確実な履行を確保するため、業務内容に対応した費用が計上されているか（業務内容に対応した費用の内容、金額等）

回答

2. 技術提案の確実な履行を確保するため、配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか（適正な報酬の内容）

回答

3. 技術提案の確実な履行を確保するため、品質確保体制が確保されているか（具体的な体制の内容）

回答

4. 技術提案の確実な履行を確保するため、再委託先への支払いは適正か（再委託がある場合は、再委託の内容及び支払い金額と、その金額の妥当性）

回答

上の履行確実性確認票に記載した回答内容に、相違ありません。

令和 年 月 日

回答者

会社名：

電話番号：

役職等：

氏名：

技術提案書評価基準【一般競争入札（総合評価落札方式（実施方針重視型））】

別添3

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
馬淵川沿岸地区大志田ダム安全性調査業務
〈企業・予定管理技術者の技術力〉

評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評 価						備 考		
			評価点	A	評価点	B	評価点	C		評価点	D
(企業評価)											
資格要件	資格要件	競争参加資格の認定	0	資格登録されている	—	—	—	—	なし 競争 資格	資格登録されていない	競争参加資格申請手続中の場合は、落札決定時に資格登録されていることを条件として「資格登録されている」と評価する。 ただし、落札決定時までには資格登録されなかった場合は、競争資格なしとして入札を無効とする。
専門技術力	成果の確実性	納品後における重大な設計ミスの発覚等による契約不適合の有無	0	該当しない	—	—	—	—	-2	該当する	重大なミスとは、管内国営事業(務)所が発注する業務において、当該年度より過去3ヶ年に主要構造物の設計の根幹、ダムや頭首工及び橋梁等の重要構造物の機能、構造に関わるもので事業推進に弊害をきたしたものと、人身に危害を及ぼしたものをいう。
	地域への貢献	過去3年間（前年度まで）の管内における地域貢献活動への支援	2	「優良工事等表彰」における地域貢献活動の表彰実績 有り	1	管内における農地・農業用水等の資源保全、造成施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型直営施工、耕作放棄地解消活動、農村地域防災活動等に対して企業としての継続的な支援実績 有り	0	地域への貢献に対する取組実績（過去3年間）がない	—	—	地域への貢献に対する取組実績（過去3年間）がない場合は評価しない(0評価) 緊急事態宣言が発動された年において、活動に支障が生じた場合にあっては、継続的な支援実績の対象期間から除くことができるものとし、「過去3年間」を「緊急事態宣言が発動された年を除く過去3年間」と読み替えることができるものとする。
	業務執行能力	過去3年間（前年度まで）における災害協定等に基づく活動実績	1	土地改良施設等を対象とした災害協定等に基づく活動実績がある	—	—	0	災害協定に基づく活動実績（過去3年間）がない	—	—	災害協定等に基づく活動実績とは、 ・国(地方農政局等)との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に基づく要請を受けて実施した災害活動実績 ・被災自治体からの要請を受け、国から団体等に対して行った協力依頼に基づき実施した災害活動実績をいう。 活動実績(過去3年間)がない場合は評価しない(0評価)
業務実施体制	実施体制の妥当性	再委託の内容及び分担業務の構成員	0	右に該当しない	—	—	—	—	なし 競争 資格	業務の主たる内容を再委託する場合	再委託の記載がない場合は、「0評価」とする。
ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等	0.5	次に掲げるいずれかの認定等を受けている。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。（以下「女性活躍推進法」という。））に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）※1 ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号（以下「次世代法」という。））に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業） ※2 ・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号（以下「若者雇用促進法」という。））に基づく認定（ユースエール認定企業）※3	—	—	0	Aに該当しない	—	—	※1 女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく認定を受けている企業（第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。 ※2 次世代法第13条又は第15条の2の規定に基づく認定を受けている企業。 ※3 若者雇用促進法第15条の規定に基づく認定を受けている企業。
賃上げの実施を表明した企業等	賃上げの実施の表明	賃上げの実施の表明	3	次のいずれかに該当する。 （大企業の場合） 令和5年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和5年（暦年）において、 対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3％以上増加させる旨、従業員に表明していること。 （中小企業等の場合） 令和5年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和5年（暦年）において、 対前年度又は前年比で給与総額を1.5％以上増加させる旨、従業員に表明していること。	—	—	0	Aに該当しない	—	—	

評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評 価						備 考			
			評価点	A	評価点	B	評価点	C		評価点	D	
＜予定管理技術者の技術力＞												
資格要件	技術者登録	技術者資格、その専門分野	4	技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学、建設－鋼構造及びコンクリート）、農業部門（農業土木、農業農村工学）、建設部門（鋼構造及びコンクリート）、博士（農学、工学））	2	農業土木技術管理士、農業水利施設機能診断総合診断士	1	その他資格者（当該業務部門に限る）	競争資格なし	A、B、Cに該当しない	その他資格者の内訳（ｼﾞﾍﾞﾝｺﾝｻﾙﾃｲﾝｸﾞﾏｰｼﾞﾅｰ（RCGM：農業土木、鋼構造物及びコンクリート））または、これと同等の能力と経験を有する技術者 ※当該業務部門に該当する技術部門（当該業務に関連する学術部門）とは、入札説明書５の（３）①に示す技術部門（学術部門）である。	
			1	【加算評価点】 ・農業水利施設機能診断総合診断士						－	－	左記の資格について、当該業務に該当する場合、上記の資格に加算する。ただし、上記Bの同資格との二重の評価は行わない。また、当該業務に該当する資格が２以上ある場合にも加算評価点は１点とする。
業務執行技術力	過去の業務実績又は実務経験	過去10年間（前年度まで）の当該業務部門の業務実績又は実務経験（国営以外の農業農村整備事業も含む）	3	当該業務部門の管理技術者としての業務実績、又は当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験がある	2	当該業務部門の担当技術者としての業務実績がある	0	当該業務部門の業務実績、実務経験がない	－	－	・当該業務部門とは、発注者が業務説明書本文で示すAGRIS業務分類コード表における分類と同一の業務。	
	過去の業務成績	過去10年間（前年度まで）の当該業務部門の業務の平均成績（国営の農業農村整備事業のみ）	4	当該業務部門の管理技術者として担当した業務の平均成績が80点以上	3	当該業務部門の管理技術者として担当した業務の平均成績が75点以上～80点未満	2	当該業務部門の管理技術者として担当した業務の平均成績が70点以上～75点未満	0	当該業務部門の管理技術者として担当した業務の平均成績が70点未満	・評価における件数は、最近の完了順に５件までとする。なお、５件に満たない場合は、その全てを対象とする。 ・業務成績の対象点数は、以下のとおりとする。 （管理技術者の場合） 業務成績評定通知に示す（管理技術者「技術者評定点」）である。 （担当技術者の場合） 業務成績評定通知に示す「業務評定点」である。	
		管理技術者としての成績がなく担当技術者としての成績がある場合（過去10年間）	3	当該業務部門の担当技術者として担当した業務の平均成績が80点以上	2	当該業務部門の担当技術者として担当した業務の平均成績が75点以上～80点未満	1	当該業務部門の担当技術者として担当した業務の平均成績が70点以上～75点未満	0	当該業務部門の担当技術者として担当した業務の平均成績が70点未満		
	技術者継続教育に対する取組み	農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況	3	前年度に50CPD単位又は過去３年間に150CPD単位以上を取得	2	前年度に30～49CPD単位又は過去３年間に90～149CPD単位を取得	1	前年度に10～29CPD単位又は過去３年間に30～89CPD単位を取得	0	A、B、Cに該当しない	農業農村整備事業の継続教育に係る取り組みCPD単位のみを評価対象とする。 ・「又は」の解釈 どちらかの条件（前年度、過去３年間）を満足していればよい。 前年度に緊急事態宣言が発動されたことによりCPD取得に影響が生じたと判断される場合は、「過去３年間」を「緊急事態宣言が発動された年を除く過去３年間」と読み替えることができるものとする。	
			1	【加算評価点】 技術士（CPD認定）に認定されている。						－	－	上記の継続教育の取組においてA、B又はCにより加点されており、かつ、農業農村工学会技術者継続教育機構において取得したCPDにより、技術士（CPD認定）に認定されている場合は、上記に加算する。 評価対象とする技術部門は以下のとおり。 ・総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農村農村工学又は当該業務部門に該当する技術部門の選択科目） ・農業部門（農業土木又は農業農村工学） ・当該業務に該当する技術部門（選択科目）
	過去の表彰経験	過去５年間（前年度まで）の表彰経験の有無	2	管理技術者として担当した業務の表彰経験（大臣表彰、局長表彰）がある	1	技術者表彰がある。 その他参考となる表彰（担当技術者として担当した業務の表彰経験を含む）がある。	0	表彰経験がない	－	－	・表彰対象は、業務説明書本文で記載。 業務表彰：農林水産大臣・農村振興局長・地方農政局長の表彰 技術者表彰：農業農村工学会・農業土木技術研究会、全国農村振興技術連盟の表彰 評価対象は、当該業務部門に関連する表彰とし、業務表彰については、当該業務部門とAGRIS業務分類の「大分類」を同じくする業務の表彰を評価する。	
専任性	専任性	１件当たり１千万円以上の管理技術者としての手持ち業務件数又は手持ち業務総額（国営以外も含む）	3	手持ち業務件数３件以内かつ契約総額５千万円未満	1	手持ち業務件数６件以内かつ契約総額１億円未満で、Aに該当するものを除く	0	手持ち業務件数９件以内かつ契約総額２億円未満で、A、Bに該当するものを除く	-2	A、B、Cに該当しない	・既契約の工期末日と当該業務の公告日（令和5年11月7日）で重複を判定 ・国庫債務負担行為に係る契約の場合は当該年度の支払限度額とする。（最終年度は契約額から支払済額を差し引いた金額とする。）	

技術提案書評価基準【一般競争入札（総合評価落札方式（実施方針重視型））】

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
馬淵川沿岸地区大志田ダム安全性調査業務

評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評 価								備 考		
			評価点	A (特に優れている)	評価点	B (優れている)	評価点	C (普通)	評価点	D (やや劣る)		評価点	E (劣る)
＜業務への取組方針＞													
実施方針	事業目的・業務内容の理解度	①農業農村整備事業に対する理解度 ②農業条件や用水条件など地域特性の把握 ③業務の目的・内容等に対する理解度	5	特に的確に示されている	4	的確に示されている	3	普通である	2	やや劣る	0	劣る	
		提案内容の的確性	①業務実施に当たっての前提条件、留意点等の把握 ②検討内容、検討手法の的確性 ③業務の品質確保に当たっての実施体制・手順	15	特に的確に示されている	12	的確に示されている	9	普通である	5	やや劣る	0	劣る
	実施手順・体制の妥当性												

最高評価点 47.5点

〇〇事業 〇〇業務
質問回答書（令和 年 月 日）

項 目	内 容（回 答）	備 考

担当窓口部署：〇〇〇〇
担当者氏名：〇〇 〇〇
電話番号：〇〇〇-〇〇-〇〇〇

別添 6

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

東北農政局〇〇事業所長 〇〇 〇〇 殿

住 所：

商号又は名称：〇〇〇〇株式会社

代 表 者：代表取締役

〇〇 〇〇

電子契約システム対象業務における紙契約方式への変更承諾願について

貴所発注の〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業〇〇〇〇業務について、電子契約システムを利用して
の契約手続きができないため、紙契約方式への変更を承諾されたく申請します。

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与 等平均受給額 ①	当年(度)の給与 等平均受給額 ②	賃上げ率 (②／①－1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成／未達成

2 使用した書類

☐	法人事業概況説明書
【算出方法】「10 主要科目」の(労務費＋役員報酬＋従業員給料)÷「4 期末従業員等の状況」の計欄で算出した金額を前年度と比較する	

☐	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」÷「人員」で算出した金額を前年と比較する	

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日

株式会社〇〇〇〇

(住所を記載)

代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

1. 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別添 7 - 3) 又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別添 7 - 4) の写しを添付してください。

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与 総額 ①	当年(度)の給与 総額 ②	賃上げ率 (②/①-1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成/未達成

2 使用した書類

☐	法人事業概況説明書
【算出方法】「10 主要科目」の(労務費+役員報酬+従業員給料)で算出した給与総額を前年度と比較する	

☐	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」で算出した給与総額を前年と比較する	

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日

株式会社〇〇〇〇

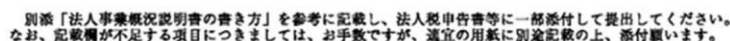
(住所を記載)

代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

1. 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別添 7 - 3) 又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別添 7 - 4) の写しを添付してください。

F B 1 0 0 6



この用紙はとじこまないでください

「10主要科目」・「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は千円単位で記載してください。

注4	※各項目の単位：千円		報酬			貸付金		
11代表者に対する報酬等の金額								
貸付料			支払利息					

注1 ①のイ・売上債に該当がある場合
 注2 返済金においては借料費、金庫費、保険代金等においては、支払利息割引率を記載してください。
 注3 金庫費、保険代金等においては、売却金額には売却利息、買戻金額には売却利息を記載してください。
 注4 ①のイ・売上債に該当がある場合

「18月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。

12 事業形態	(1) 兼業の状況 (兼業種目) (兼業割合) %		13 主な設備等の状況				
	(2) 事業内容の特異性						
	(3) 売上区分	現金売上 % 掛売上 %					
14 決算日等の状況	売上	締切日	決済日	16 税理士の関与状況	(1) 氏名		
	仕入	締切日	決済日		(2) 事務所所在地		
	外注費	締切日	決済日		(3) 電話番号		
	給料	締切日	支給日		☐ 申告書の作成 ☐ 調査立会 ☐ 税務相談 ☐ 決算書の作成 ☐ 伝票の整理 ☐ 補助簿の記帳 ☐ 総勘定元帳の記帳 ☐ 源泉徴収関係事務		
15 帳簿類の備付状況	帳簿書類の名称			17 加入組合等の状況	(役職名)		
					(役職名)		
					営業時間		
					開店時 閉店時		
					定休日 毎週 (毎月) 曜日 (日)		
18 月別の売上高等の状況	月別	売上 (収入) 金額	仕入 金額	外注費	人件費	源泉徴収税額	従業員数
		千円	千円	千円	千円	円	千円 人
	18 月						
	月						
	月						
	月						
	月						
	月						
	月						
	月						
	月						
	計						
	前期の実績						
19 当期の営業成績の概要							

F E 0 1 0 4

令和 年 分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

税務署 受付印		令和 年 月 日提出 税務署長 殿	事業種目	整理番号	署番号
提出者	住所又は所在地 (フリガナ)	電話 (-)	調書の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4	提出媒体	1 給与 2 退職 3 報酬 4 使用 5 譲受 6 給付
	氏名又は名称 個人番号又は法人番号注 (フリガナ)	作成担当者	作成税理士 署	税理士番号	本店等一括提出 有 ☐ 否 ☐
	代表者氏名	作成税理士 署	電話 (-)		

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)									
区分	人	員	支	払	金	額	源泉徴収税額	(摘要)	
① 雑給、給与、賞与等の総額									
②のうち、内職適用の日雇労働者の賃金									
③ 源泉徴収票を提出するもの									
④ 災害減免法により徴収猶予したもの									

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)									
区分	人	員	支	払	金	額	源泉徴収税額	(摘要)	
① 退職手当等の総額									
②のうち、源泉徴収票を提出するもの									

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)									
所得税法第14条に規定する報酬又は料金等	人	員	支	払	金	額	源泉徴収税額	(摘要)	
原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)									
弁理士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)									
診療報酬(3号該当)									
職業野球選手、選手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)									
芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)									
ホステス等の報酬又は料金(6号該当)									
契約金(7号該当)									
賞金(8号該当)									
④ 計									
⑤のうち、支払調書を提出するもの									
⑥のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金									
災害減免法により徴収猶予したもの									

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)						
区分	人	員	支	払	金	額
① 使用料等の総額						
②のうち、支払調書を提出するもの						

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)						
区分	人	員	支	払	金	額
① あっせん手数料の総額						
②のうち、支払調書を提出するもの						

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)						
区分	人	員	支	払	金	額
① 譲受けの対価の総額						
②のうち、支払調書を提出するもの						

通信日付印	確 認	提出年月日	身元確認
		年 月 日	
税務署 整理欄		区 分	
		A B C D E F G H	

提出用

○ 提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子14 FD15 MO16 CD17 DVD18 書面130 その他199)

〔平成28年1月1日以後提出用〕

〔平成27年分以前の合計表を作成する場合には、(個人番号又は法人番号)欄に何も記載しないでください。〕

【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

記載要領

1 この合計表は、OCR用紙で提出する場合に使用する。

2 給与所得の源泉徴収票合計表

(1) 「㊤俸給、給与、賞与等の総額」欄には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。

なお、年の途中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。

(2) 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。

(3) 「㊤のうち、丙欄適用の日雇労働者の賃金」欄には、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄を適用した給与等の状況を記載する。

(4) 「㊤源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、年の途中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。

(5) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額（給与所得の源泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額）を記載する。

3 退職所得の源泉徴収票合計表

(1) 「㊤退職手当等の総額」欄には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等について記載する。

(2) 「㊤ ㊤のうち、源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表

(1) 「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。

(2) 「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額を記載する。

(3) 「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。

(4) 「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。

また、「㊤計」欄の「人員」欄の「実」には、「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄の各欄を通じた実人員を記載する。

(5) 「㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

(6) 「㊤のうち、所得税法第 174 条第 10 号に規定する内国法人に対する賞金」欄には、内国法人に対して支払った所得税法第 174 条第 10 号に規定する馬主が受ける競馬の賞金（金銭で支払われるものに限る。）の支払金額等を記載する。

(7) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額を記載する。

5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- (1) 「㊤使用料等の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等（支払調書の提出を要しないものを含む。）の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - ㊦ 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類
 - ㊧ 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
- 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要しない場合 その旨

6 不動産等の譲受の対価の支払調書合計表

- (1) 「㊤譲受の対価の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受の対価及び資産の移転に伴い生じた各種の損失の補償金の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の譲受の対価の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産等の譲受に係る不動産等の譲受の対価の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - ㊦ 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその譲受した不動産等の種類
 - ㊧ 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
- 租税特別措置法第 33 条（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定土地区画整理事業等の事業施行者、租税特別措置法第 33 条の 2（交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第 33 条の 4（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」
- ハ 法人又は不動産業者である個人が不動産等への譲受の支払がないため不動産等の譲受の対価の支払調書の提出を要しない場合 その旨

7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

- (1) 「㊤あっせん手数料の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受の対価の支払調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - ㊦ 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせんをした不動産等の種類
 - ㊧ 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
- 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨

8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。

1 確認書類の提出方法

賃上げ実績の確認時に、税理士、公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面（別添様式）を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。

※ 内容について、必要に応じて受注者に確認を行う場合がある。

※ 仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。

※ なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明することも可能である。

2 「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

（１）中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。

（２）各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のための基本給、所定内賃金等により評価することも可能。

（３）入札説明書に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価することも可能。

※ なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである。

※ 例えば、役員報酬を上げるのみとなっている等、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的に評価方法を採用することや賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の水増しを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なす場合がある。

※ ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能とする。

（具体的な場合の例）

（各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のための基本給、所定内賃金等により評価することも可能）

- ・ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する。
- ・定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等を評価する。
- ・ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わる従業員等を除いて給与総額等を評価する。

- ・働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応するため、計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて給与総額等を評価する。
- ・災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等を評価する。
- ・業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価する。

(入札説明書に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価する)

- ・実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮して評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇入れによる労務費が含まれてしまう場合、これを除いて評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価する。
- ・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これを除いて評価する。
- ・令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。

※ なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

(別添様式)

賃金引上げ計画の達成について

私は、〇〇株式会社が、令和〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇〇株式会社の事業年度）（又は〇年）において、令和〇年〇月〇日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」と同等の賃上げを実施したことを別添書類によって確認いたしました。

(同等の賃上げ実績と認めた評価の内容)

（記載例１） 評価対象事業年度においては、〇人の従業員が退職する一方、〇人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が〇%増加にとどまったものの、継続雇用している〇人の給与支給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

（記載例２） 評価対象の前事業年度は災害時の応急対策に従事すること等による超過勤務手当が多く発生した（対前年度〇%増加）が、評価対象年度においてはその対応がなかったため、超過勤務手当は〇%減と大きく減少した。これらの要因により、給与支給総額は〇%の増加にとどまったものの、基本給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

令和 年 月 日

(住所を記載)

(税理士、公認会計士等を記載) 氏名 〇〇 〇〇

(添付書類)

- ・ 〇〇〇
- ・ 〇〇〇